

東京都商店街防災力向上緊急支援事業費補助金交付要綱

7産労商地第441号

令和7年5月22日

8産労商地第936号

一部改正 令和8年6月15日

(通則)

第1条 東京都商店街防災力向上緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、首都直下地震の発生に備え、地域コミュニティの核でもある商店街が防災力を向上させることで、地域住民や買い物客が安心して利用できる場を提供する取組に対して、必要な補助金を交付することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合

ただし、別途定める事業協同組合は除く。

ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

(オ) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会

(カ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会

会

(キ) オ、カ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

ただし、オ、カ及びキが補助事業を行わない場合は除く。

(2)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、補助事業を行う商店街、又は、複数の商店街をとりまとめる商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所をいう。

(3)「補助事業」とは、都内の商店街が、首都直下地震等の大規模な災害が発生した際に備えて、防災力の向上に取り組むことをいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、補助事業に必要な別表1に掲げる経費（別表1のうち「補助対象外経費」として掲げる経費を除く。以下「補助対象経費」という。）であって、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

- 2 補助事業は、交付決定の日から当該年度の2月末日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、次に掲げる金額を超えないものとする。

なお、1千円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 商店街が実施する補助事業については、30万円
- (2) 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所が実施する補助事業については、30万円にとりまとめて申請する商店街数を乗じた額（複数の商店街が共同して補助事業を行う場合も同様）

(補助金の交付申請)

第6条 商店街のうち補助を受けようとする者は、東京都商店街防災力向上緊急支援事業補助金交付申請書（別記第1-1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 経費内訳書（別記第2号様式）
 - (2) 定款、規約等設立根拠規程
 - (3) 役員名簿
 - (4) 申請する商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアル
- 2 複数の商店街が共同して補助事業を行う場合に代表する商店街、複数の商店街をとりまとめる商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所は、東京都商店街防災力向上緊急支援事業補助金交付申請書（別記第1-2号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- (1) 経費内訳書（別記第2号様式）
 - (2) 定款、規約等設立根拠規程
 - (3) 役員名簿
 - (4) 申請する商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアル
 - (5) とりまとめる全ての商店街等の定款、規約等設立根拠規程
 - (6) とりまとめる全ての商店街等の役員名簿
 - (7) とりまとめる全ての商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアル
 - (8) 商店街の連合会及び商工会連合会を構成する商店街等の名簿

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行う。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項に条件を付して補助金の交付決定をすることができる。
- 3 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、また、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に対してそれぞれ通知するものとする。
- 4 補助金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額またはその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、補助金申請取下書（別記第5号様式）を知事に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全般若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。なお、知事は、本項に基づく交付決定の全般若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合にはその条件を補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うために締結した契約解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の規定による補助金の額の同項の各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準じる。

(補助対象経費又は補助事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書(別記第6号様式)を、必要な書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容の大幅な変更または追加若しくは中止又は休止しようとするとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、第7条第3項の規定に基づき、補助金の交付決定をする際に知事が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容の変更をするとき。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、承認することを決定したときは変更承認通知書(別記第7号様式)により、また、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書(別記第8号様式)により、それぞれ通知する。

3 補助事業者は、補助事業者の名称等(名称、所在地、代表者名)が変更されたときは、変更届(別記第9号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき、知事から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(遂行状況)

第12条 知事は、補助事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、補助事業の進捗の把握に努めるものとする。

また、補助事業の円滑適正な執行を図る必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(遂行命令)

第13条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者のうち、商店街は、補助事業が完了したとき、又は当該事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日までに、実績報告書（別記第10-1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

- (1) 経費内訳書（別記第11号様式）
- (2) 領収書（写し）
- (3) 防災訓練や購入した備品・消耗品等の写真（写し）
- (4) 防災訓練の案内や防災マップ等を作成した場合は、その完成品（写し）

2 補助事業者のうち、複数の商店街が共同して補助事業を行う場合に代表する商店街、複数の商店街をとりまとめる商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所は、補助事業が完了したとき、又は当該事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日までに、実績報告書（別記第10-2号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

- (1) 経費内訳書（別記第11号様式）
- (2) 領収書
- (3) とりまとめた全ての商店街及び商工会の防災訓練や購入した備品・消耗品等の写真（写し）
- (4) とりまとめたすべての商店街及び商工会の防災訓練の案内や防災マップ等を作成した場合は、その完成品（写し）

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金交付額確定通知書（別記第12号様式）により通知する。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第16条 知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

(補助金の請求・支払)

第17条 知事は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に定める請求書を受領した日の翌日から30日以内にこれを支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税に係る報告書（別記第14号様式）により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

3 知事は、第1項の規定により取消しをした場合には、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 知事は、第9条又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者は、第19条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができるものとする。

2 前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（補助金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

3 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第22条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書

類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(職員の調査等)

第25条 補助事業者は、交付決定の日から補助事業が属する会計年度の終了後5年間までの期間において、知事が東京都職員をして補助事業の実施状況、効果、補助金の收支及び補助金に係る帳簿書類、その他必要な事項について、立入り調査をし、又は報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

- 2 知事は、補助事業の実施状況について、前項の報告を受けた場合には、東京都職員をして補助事業者に対し助言指導を行わせることができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第26条 知事は、補助事業者名、施設名、施設の場所等を公表することができるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による公表若しくは発表のために、知事が東京都職員又は東京都から委託を受けた者をして取材等の協力を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第27条 補助事業者は、補助事業で購入した備蓄品とそれ以外の備蓄品と区分し、善良な管理者の注意をもって、保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設けその管理状況を明らかにし、関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間までは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書(別記第15号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(補助対象備蓄品等の使用及び処分)

第28条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合に補助対象備蓄品及び補助対象機器を使用することができる。

- 一 商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアルに基づき使用する場合
 - 二 別表1に掲げる品目のうち、保存年限がおおむね12か月以下となり、食品ロス削減のための取組に使用する場合
 - 三 その他知事が必要と認めた場合
- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる場合に補助対象機器を使用することができる。ただし、第2号及び第3号に規定する場合においては、発災時に使用するに当たり支障とならないよう、使用后直ちに同機器等を使用可能な状態に復しておくこと。
 - 一 商店街等が作成した災害が起きた際のルール、マニュアルに基づき使用する場合
 - 二 平常時において、補助対象機器の効率的な使用方法を補助事業者が習得するために必要とする場合
 - 三 その他知事が必要と認めた場合

(非常災害の場合の措置)

第29条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表1（第4条関係）

<補助対象経費>

補助対象経費は、商店街等において不足する防災資機材等の購入及び商店街来街者への防災対策に係る周知を行うための以下の経費とする。

経費区分
(1) 防災資機材・防災備蓄品等の購入経費
(2) 防災訓練の案内や防災マップ等の作成・印刷に要する経費
(3) 打合せに係る経費。なお、アルコール類、食事代、茶菓子代は対象外とする。

※水や食料品については、保存年限が5年以上のものを補助の対象とする。

<補助対象外経費>

経費区分
(1) 補助事業に直接必要のない経費
(2) 委託契約において委託先の資産となるもの
(3) 経常的な性格を有する経費（導入機器等の交換や、維持管理費用等）

※以下に該当する場合についても、補助対象外とする。

- ・仕様書、見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備の場合
- ・補助対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており補助対象事業に係る経費が区分できない場合
- ・契約から支払いまでの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない場合